

閣議に関する業務の効率化について

「働き方改革」に資する観点から、閣議に関する業務の効率化のため、10月16日（金）閣議付議分から、以下の措置を講ずることといたします。

- ① 閣議請議書の「青枠」様式（※）の使用及びこより綴じの廃止
- ② 閣議請議書への請議大臣の公印押印の廃止
- ③ 閣議決定に係る請議大臣宛ての指令書の廃止

※「青枠」：用紙下部に「日本国政府」の文字が入った緑色の用紙

については、以下のとおり御対応願います

- ・ 閣議請議書は、通常、業務で使用している再生紙に印刷すること可。
- ・ 閣議請議書は、正本、副本ともにこより綴じをせず、クリップ留めやクリアファイルに入れる等、資料が散逸等しないようにすること（ステープルは不可）。
- ・ 閣議請議書に請議大臣の公印の押印は不要。

令和 3 年 3 月 9 日

山中 理司 様

内閣官房内閣総務官室（内閣担当）

お世話になっております。

先般、開示等決定（令和 3 年 3 月 5 日閣総第 229 号）いたしました行政文書について、開示の実施方法等申出書のとおり開示いたします。